

二級建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分について

1 二級建築士の懲戒処分について

- (1) 処分をした年月日
平成19年11月15日
- (2) 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
阿部 仁
二級建築士
宮城県知事登録第13075号
- (3) 処分の内容
業務停止7月（平成19年12月1日から平成20年6月30日まで）
- (4) 処分の原因となった事実
建築物（戸建住宅5戸）の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行った。
- (5) 根拠条項
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第2号に該当

2 一級建築士事務所の監督処分

- (1) 監督処分をした年月日
平成19年11月15日
- (2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号
株式会社大場建築設計事務所
宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町3番18号ライオンズマンション103
株式会社大場建築設計事務所 代表取締役 大場 正明
一級建築士事務所
宮城県知事登録第03110235号
- (3) 監督処分の内容
建築士事務所の登録取消し
- (4) 監督処分の原因となった事実
建築士事務所を管理する建築士が、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第2号の規定により、国土交通大臣から懲戒処分を受けた。
- (5) 根拠条項
建築士法第26条第2項第4号に該当

3 二級建築士事務所の監督処分

(1) 監督処分をした年月日

平成19年11月15日

(2) 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、当該建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者氏名）、当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに当該建築士事務所の登録番号

仁建築設計事務所

宮城県仙台市青葉区みやぎ台二丁目15番5号

阿部 仁

二級建築士事務所

宮城県知事登録第05420004号

(3) 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖7月（平成19年12月1日から平成20年6月30日まで）

(4) 監督処分の原因となった事実

建築士事務所を管理する建築士が、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第4条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項第2号の規定により、宮城県知事から懲戒処分を受けた。

(5) 根拠条項

建築士法第26条第2項第4号に該当